

# 業務仕様書

## 1. 目的

既存の照明器具(蛍光灯等)を LED 照明器具に取り替えることにより省エネルギー化を図り、地球温暖化に係る温室効果ガスの削減及び電気使用料金の削減に伴う財政負担の低減と維持管理費の削減を実現することを目的とする。

## 2. 事業概要

### (1) 業務名

中津市民病院 院内照明LED化改修業務

### (2) 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (3) 業務内容

- ・ 関係法令に基づく届出等の手続事務、施工計画の策定、施工管理及びその他関連業務を行う。
- ・ 設置場所及び設置照明器具等の現地調査を行う。
- ・ 既存照明器具のうちLED化がされていないものを原則として全てLED照明への更新を行う。
- ・ 撤去した旧設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。

### (4) 施工場所及び施工数量

中津市立中津市民病院 本館部分

既設照明器具の設置状況等については、現況図面、機器数量一覧表、機器仕様書を参照のこと。提示する台数・仕様などは、現時点で把握しているものであり、実際の状況と異なることがある為、契約締結後、施工開始までの間に交換器具数の変更を行うことがある。

## 3. LED 照明器具の仕様

### (1) 基本照明

- ① 導入する LED 照明器具等は、国又は地方公共団体に対し、LED 及び照明器具の製造・販売実績を 20 年以上有するメーカーの製品であり、点灯性能、省エネルギー性、経済性、安全性、耐久性、耐震性、維持管理性、景観（光害含む）等を考慮して選定すること。
- ② 日本国内に本社・工場・検査施設を有するメーカーとする。
- ③ 導入する LED 照明器具等は、品質マネジメントシステム ISO9001 及び環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場にて製造されたものとする。
- ③ 導入する LED 照明器具等は、昼白色系 LED を光源とした LED 専用に設計された器具であること。光色は、原則として既設照明器具と同じものとする。
- ④ 既設蛍光灯に直管型 LED ランプまたは LED バルブ等を取り付けたもの（以下、「ランプ型 LED 交換」と言う）は、適用外とする。また、既設器具の安定器のバイパス工事や LED 化に必要な結線替えなどの既設器具の改造による「ランプ型 LED 交換」も併せて、適用外とする。
- ⑤ LED ベースライトは電源内蔵型とし、電源ユニットはライトバーに内蔵とする。

- ⑥ 導入するベースライト、ダウンライト、スポットライト、ブラケット、誘導灯・非常灯等の LED 照明器具等は、保守管理を容易にするため、基本的に同一メーカー製品で統一すること。ただし、一つの製造企業が、交換を想定している全ての種類の照明器具を製造していないことがあることから、設置する照明器具は複数の製造企業の製品を組み合わせることも協議のうえ、可能とする。この場合においては、後年度に保守管理が混乱しないよう、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、非常用照明、誘導灯等）又は設置箇所ごとに同一製造企業の製品でまとめること。
- ⑦ 平均照度は、既設照明器具等の照度と同等以上を確保すること。ただし、当院との協議により、変更可能なものとする。
- ⑧ 平均演色評価数(Ra)においては、現状の照明器具と同等以上の製品とすること。ただし、機器一覧表、照明器具仕様書で定める一部の診察室や処置室等には、映光色タイプ（高い演色性で、人やモノをより明るく鮮やかに映せる照明）のベースライトを使用し、その平均演色評価数（Ra）は、93 以上とする。
- ⑨ 光源寿命は、原則、40,000 時間以上(光束維持率 70%以上)の製品とする。尚、後述する個別製品については各仕様の数値を優先するものとする。
- ⑩ LED 光源による不快感（グレア、フリッカー等）を低減する製品を使用すること。
- ⑪ LED 照明器具により、他の機器類に高調波等の影響を与えない製品を使用すること。
- ⑫ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法による隙間が生じないよう処置を行うこと。
- ⑬ LED 照明器具及び光源(LED) は全て新商品とし、ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品については認めない。
- ⑭ 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号) 関係法令及び技術基準に適合する製品であること。
- ⑮ JIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン及び技術基準等の該当する各種規格に適合する製品であること。
- ⑯ 機器の保証期間は業務引き渡し日から 5 年間とすること。
- ⑰ 導入する LED 照明の製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。

### (3) 個別製品仕様：防災用（誘導灯・非常用）照明器具

- ① 誘導灯及び非常用照明器具についても、LED 誘導灯及び LED 非常用照明器具に取り換えること。なお、原則として同等以上の性能を持つ器具を設置することとするが、所轄の官公庁との協議により、現行法令に適合することが確認できればこの限りとししない。
- ② 消防法(誘導灯)、建築基準法(非常用照明器具)に定める器具を設置すること。
- ③ 電源(電源別置型、電源内蔵型) は既設と同様とすること。
- ④ 所轄の消防署に LED 改修に伴う申請を行うこと、その際、改善等を指摘された場合は本市と協議すること。

### (4) 個別製品仕様：手術室用照明器具

- ※基準品は、「(株) ペンタクト製ベースライト (POL-LGP-LT-858550-OUT-BCRA93) (4 灯式)」とし、同等品可とする。
- ① 他病院手術室内にて納品実績のあるランプであること。

- ② 医療施設向け（低ノイズ）LED 照明であること。
- ③ 演色性は、Ra90 以上であること。
- ④ 色温度は、5000K であること。
- ⑤ EMC 国際規格 CISPR11 に適合していること。
- ⑥ 消費電力は、100W 以下であること。
- ⑦ 全光束は、8,500lm 以上であること。
- ⑧ 定格電源電圧 AC200V、定格電源周波数 50/60Hz 共通とする。
- ⑨ 保証期間は、1 年以上であること。

#### 4. 更新作業に関する仕様

##### (1) 既設照明調査と LED 照明器具等の設計

- (ア) 現地調査を行い、用途ごとの LED 照明器具等の取替計画を作成すること。なお、現地調査の実施にあたっては、事前に当院の承諾を得て実施すること。現地調査の結果、「既設照明器具表」の数量、仕様等が異なる場合は、現地調査を優先すること。
- (イ) 用途ごとの平均照度等は、原則、JIS Z 9110「照度基準総則」に準用する、または既存の状態（既設蛍光灯・水銀灯等の照明設備）以上を確保し、適切な状態を確保すること。
- (ウ) 設置作業に際し、以下事項を参考に「施工計画書」を提出すること。

- ① 工事日時
- ② 施工図面及び施工する照明器具一覧
- ③ 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の所属、氏名、緊急連絡先
- ④ 施工実施者の所属及び人数
- ⑤ 物品の搬出入経路
- ⑥ 車両の入退場経路、運搬車等の車両の駐停車場所、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場
- ⑦ 駐車する車両の種別及び台数、駐車時間帯
- ⑧ 廃棄物の処分計画
- ⑨ 下請負契約等の通知書、等

##### (2) 機器の設置

- (ア) 作業の実施にあたっては、電気事業法、電気工事士法、建設業法等関係法令を遵守したうえで施工を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（各最新版）に準拠するものとする。
- (イ) 改修作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (ウ) 停電等、病院の運営機能を停止する場合は、事前協議を行い、事故及び紛争等を防止すること。
- (エ) LED 照明の取付方法については、各器具の標準仕様（取付説明書記載例等）による。
- (オ) 現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は、速やかに報告するとともに、当院に帰責事由がない限り、受注者の責任及び費用負担で、被害者対応及び現状復旧等を行うこと。

- (カ) 設置作業中は、粉塵等の飛散には十分な注意を払い、必要な養生を行うとともに、作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- (キ) 設置作業後に当該 LED 照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。
- (ク) 搬出入経路について、施設管理運営上の支障に留意し、監督員及び施設管理者の承諾を得ること。
- (ケ) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の当院敷地内における必要な場所の確保については、事前に監督員及び施設管理者の承諾を得ること。
- (コ) 配線配管等は、既設のものを流用するものとする。ただし、著しい劣化等が見受けられる場合は、別途協議するものとする。
- (サ) 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- (シ) 更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、アスベスト含有の有無を調査し、当院担当者に結果報告の上、作業を行うこと。アスベスト含有の調査結果に基づき、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うこと。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は原則受託者にて行うこと。
- (ス) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。
- (セ) 撤去した PCB を含有している安定器等は、当院の確認を受けた上で、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。撤去した PCB 含有安定器は、廃棄物処理法等に従った保管容器に格納し、適切に保管措置を講ずること。保管容器の設置場所については発注者及び本市と協議の上、決定すること。
- (ソ) 誘導灯・非常照明の交換については、関係法令を順守するとともに、所轄の官公庁との協議及び届出手続を行うこと。
- (タ) 作業にあたって必要となる電気、水道、トイレ等は、当院運営に支障のない範囲で現地のもので使用できるものとする。
- (チ) 作業は、基本的に本館 1 階は平日の夕方（17 時）以降から夜間または休日（土曜・日曜・祝日）、それ以外のフロアは平日日中（9 時～17 時）に実施すること。ただし室の特性によりこの限りではないため、当院と綿密な調整の上行うこと。
- (ツ) 設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。

## 5. 完成図書の提出等

- (1) 業務完了届
- (2) 完成図書
  - ア 業務実施体系図
  - イ 施工後の平面図及び交換器具数量一覧表
  - ウ 機器完成図
  - エ 機器取扱説明書

オ 保証書

カ 点灯確認に関する書類（照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表）

キ 産業廃棄物処理

- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・マニフェスト管理表（E票写し）

(3) 完成写真

施工写真については、施工前・施工後の撮影で可。全ての照明器具について必要とはせず、病室やスタッフステーションのような複数ある部屋は代表エリアの撮影で可。

(4) 目的物引渡書

## 6. その他

- (1) 産業廃棄物管理票は、E票を入手後、写しを提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。
- (2) 事業者は、施工から引渡し日までの間、施工したLED機器の仮使用を認めること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。
- (4) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材などの調達も同様に市内業者からの購入に努めること。
- (5) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。
- (6) 当院と協議を行った場合は、協議録を作成し、当院へ提出すること。